

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和52年2月1日

条例第7号

改正 平成21年10月23日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定める。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、組合長が定める場合

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（平成21年10月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。